

平成23年3月29日

民主党

政策調査会会長代理

獣医師問題議員連盟会長 城島 光力 様

自由民主党

組織対策本部長 森 英介 様

団体総局長 今村 雅弘 様

公明党

環境部会動物愛護管理推進委員会

委員長 高木 美智代 様

社団法人 日本獣医師会

会長 山根 義久

大震災被災動物の救護と獣医療復旧に向けた支援対策（要 望）

阪神淡路大震災その他の震災被害を見ても明らかな通り、緊急災害時にはライフラインの復旧など被災者の応急生活の確保とともに課題となるのが被災者の飼育していた動物（イヌ・ネコなどの家庭動物や牛・豚などの家畜）の救護の問題があります。

今回の大震災に際し岩手県、宮城県、福島県下において飼育されていた動物のうち、被災を受けられた方が飼育していた動物（被災動物）はイヌ・ネコだけでも死亡・行方不明を含め4万頭程度（被災県下飼育頭数の4%程度）に及ぶと推定されるようです。

これらの被災動物については、現在、被災地の獣医師会が地元自治体と連携の上、現地動物救援対策本部を立ち上げ動物愛護関係団体や各地からのボランティアの協力により、一時保護預かり、保健衛生確保のための診療の提供などの救護活動を開始されたところですが、一方で、被災地においては診療施設の倒壊、流失、医薬品等の不足などにより診療の提供をはじめ動物の救護活動には難渋を極めております。

については、被災現地の動物救護活動と獣医療復旧に向けた取り組みに対し次により支援の対策を講じられるようお願いいたします。

記

1 動物救護活動に対する支援

動物救護については、動物愛護管理法に基づく動物の愛護管理施策の一環としてとらえ、被災地自治体主導による動物救護活動の展開を図るとともに、被災動物の救護活動の取り組みについて、現地元の動物救護対策本部（獣医師会）に対する活動資金の提供の他、次の支援措置を講じられたいこと。

- (1) 地元動物救護対策本部（獣医師会）に対する救護用資材（動物用医薬品・医療用具、飼料、飼育管理用具など）の供給
- (2) 被災地からの避難者が帯同する被災動物について、避難者を受け入れる都道府県など自治体営の動物愛護管理センターにおける積極的な保護預かりの実施
- (3) 被災者が居住することとなる仮設住宅をはじめ被災者の救護施設における条件付きの動物飼育の許可及び保護預かり施設の設置

2 獣医療（動物診療）復旧に対する支援

被災地における獣医療提供の確保については、獣医療法に基づく獣医療提供体制整備施策の一環としてとらえ、被災地における獣医療復旧に向けた取り組みに対し次の支援措置を講じられたいこと。

- (1) 被災地における応急の巡回診療提供体制確保のため、被災地獣医師会（獣医師会支部、農業共済団体診療施設など）に対する動物用医薬品・医療用具、その他診療用車両などの往診用診療器具・器材の供給
- (2) 被災した動物診療施設復旧のための被災獣医師に対する再建資金の提供